

## 山形県後期高齢者医療広域連合契約規則

平成19年2月1日

規則第9号

山形県後期高齢者医療広域連合の契約の締結等に関しては、山形市契約規則（昭和39年山形市規則第18号）の例による。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。